

公営企業会計の
適用拡大に向けたロードマップ
(説明資料)

地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,724事業のうち、法適用事業は、平成24年度は前年度に比べ37事業の増加となり、2,996事業(事業数全体の34.3% H23比0.5ポイント増)となっている。

事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

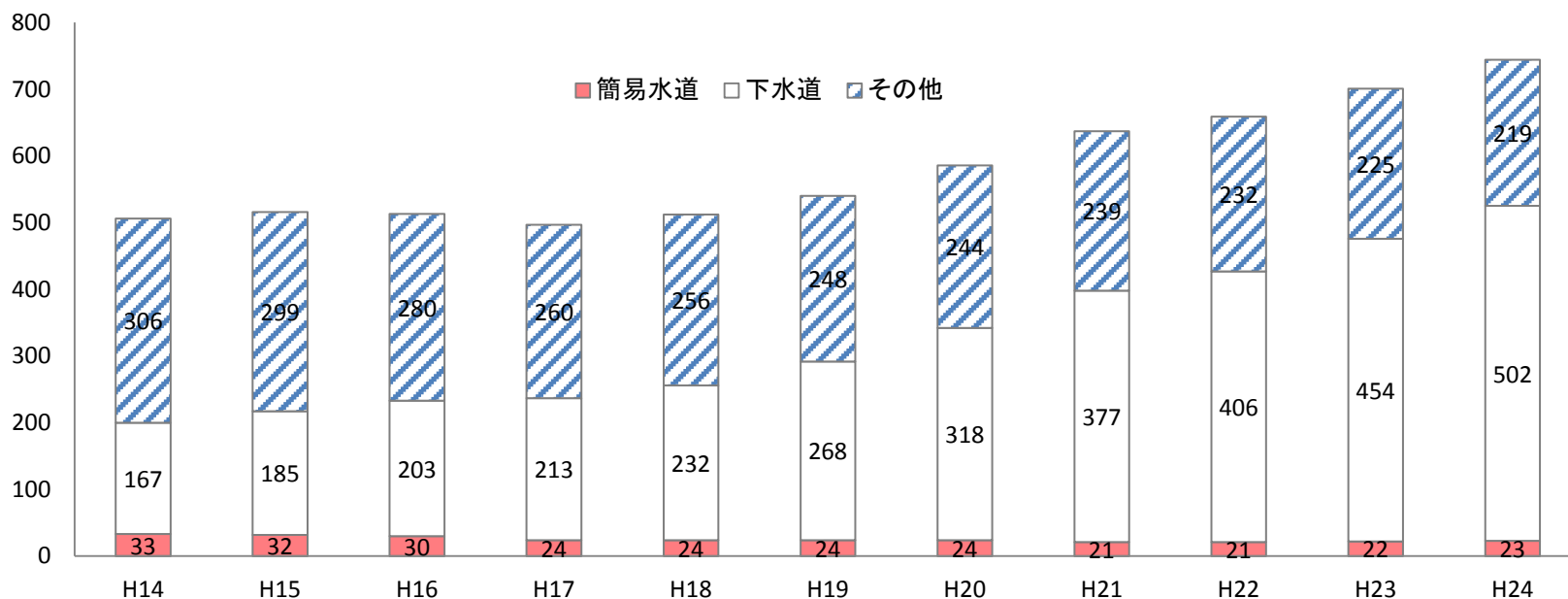
事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
		23	24(a)	増減	23	24	増減	23	24(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道		1,376	1,377	1	757	745	△ 12	2,133	2,122	△ 11	64.9%
うち簡易水道		22	23	1	757	745	△ 12	779	768	△ 11	3.0%
工業用水道		152	153	1	0	0	0	152	153	1	100.0%
交通		59	55	△ 4	39	38	△ 1	98	93	△ 5	59.1%
電気		26	26	0	37	39	2	63	65	2	40.0%
ガス		29	29	0	0	0	0	29	29	0	100.0%
病院		646	643	△ 3	0	0	0	646	643	△ 3	100.0%
下水道		454	502	48	3,171	3,131	△ 40	3,625	3,633	8	13.8%
その他		217	211	△ 6	1,791	1,775	△ 16	2,008	1,986	△ 22	10.6%
合計		2,959	2,996	37	5,795	5,728	△ 67	8,754	8,724	△ 30	34.3%

地方公営企業法任意適用(財務適用等)事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、対象事業数全体の11.5%にとどまっている。

事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	(参考)H24任適の割合 — — — — 事業総数 うち法適用
簡易水道	33	32	30	24	24	24	24	21	21	22	23	768 3.0%
下水道	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	3,633 13.8%
その他	306	299	280	260	256	248	244	239	232	225	219	2,071 10.6%
合計(A)	506	516	513	497	512	540	586	637	659	701	744	6,472 11.5%
任意適用対象事業数(B)	9,559	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496	6,472	
割合(A/B)	5.3%	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%	11.5%	



地方公営企業法の適用に関する研究会報告書(平成26年3月)概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要 ・ 法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
 - ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等
- ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
 - ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないか。

6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべき。

7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用

公営企業会計適用の意義① ~「地方公営企業法の適用に関する研究会」(平成26年3月)より~

公営企業会計適用を必要とする背景(公営企業を取り巻く課題)

①人口減少・高齢化

日本の総人口は、今後、長期的に急激に減少する局面にあり、年少人口割合、生産年齢人口割合の大幅減少、老年人口割合の大幅増加が見込まれる(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」)。

②資産の急速な老朽化

戦後の復興期や高度経済成長期に社会資本の整備が集中的に行われた結果、地方公営企業は多大な資産(下水道事業は約68.5兆円、簡易水道事業は約2.5兆円(H23年度))を保有しているが、老朽化が進み、今後、更新等にかかる経費が急増して、従前の対応ではサービス維持が困難となる事態も想定される。このため、アセットマネジメントの推進、インフラの安全性の向上と効率的な維持管理等が必要である。また、「国土の強靱化」推進のため、耐震化等を図ることが必要である。

③経営環境の厳しさ

地方公営企業の料金収入は、普及が進んだこと、需要が減り始めていること等から減少傾向にあり、今後も多くの事業において同様の傾向が見込まれる。また、今後、施設の維持更新が必要となるが、基本的に料金収入が増えるものではない。

④地方分権改革の動向

地方分権の基盤がおおむね構築された中で、今後、地方公共団体が行政の質と効率を上げるとともに、意思決定過程に住民等の参加が進むなど地域ぐるみで協働することが求められる。地方分権改革推進委員会の第3次勧告(平成21年10月)においては、地方公共団体が「みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。」旨が指摘されている。

⑤公共サービスの可視化の要請、地方公会計改革の推進

地域において公共サービスを持続していくためには、地方公共団体や住民等が、当該団体の財政状況や資産情報を把握できるようにしておく必要がある。企業会計方式はそのための手法。特に、利用料金を徴収する社会資本の提供においてこのことが求められている。また、現在、総務省において、地方公会計改革を推進しているところ。

⑥法適用企業や他の公的セクター等との会計基準との乖離

公営企業会計基準の累次の見直しにより、企業会計等との整合性を高めた結果、法適用公営企業と法非適用公営企業の会計上の乖離が拡大している。また、地方独立行政法人や公益法人等でも、民間企業会計類似の会計基準の適用が義務付けられている。なお、第三セクター等は、小規模であっても、企業会計原則が適用されている。

公営企業会計適用によるメリット

①損益情報・ストック情報の把握による適切な経営方針・経営計画の策定

今後、厳しい経営環境の中で、持続的にサービスを提供していくためには、

- ・中長期的な視点による経営計画や施設等更新計画の策定
- ・将来必要な投資経費を含む適正な料金算定

等を行わなければならない、そのためには

- ①ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するとともに、
- ②資産の現状（施設の老朽化等の状況）を把握し、適切に管理することが重要。公営企業会計の適用によりそのことが可能となる。

②企業間での経営状況の比較

他の類似の地方公営企業や民間企業との比較により、地方公営企業の経営成績や財政状態等を正確に評価することが可能。

③経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

地方公営企業法の全部又は一部の適用により、予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。住民のニーズへの迅速な対応や経営の効率化、サービスの向上につながる。

④住民や議会によるガバナンスの向上

⑤企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成

地方公営企業法の適用に関する実務研究会「中間まとめ」の骨子(案)

○「中間まとめ」(案)の基本的な考え方

- 「中間まとめ」は、地方公共団体が財務規定等の適用に必要な事務量(作業量)を把握し、それを処理するための予算・人員等の確保に着手するために必要な情報等を周知することを主目的とする。
- 「中間まとめ」の具体的な内容としては、財務規定等未適用事業が適用事業に移行するために必要な移行事務の全体像を示すとともに、特に地方公共団体の事務負担が多い固定資産情報の整備について、手順、留意点、基本的な考え方、必要な水準等を示す。

○「中間まとめ」(案)の構成

中間まとめの構成・基本的な考え方	各項目の記載内容(方向性)
第1 基本的な考え方 地方公営企業法を適用する意義・目的、これまでの検討経緯と課題等を踏まえて、本研究会の目的、「中間まとめ」の主旨と基本的な考え方等について明確にする	平成25年度までの検討の成果、第1回・第2回研究会等において示された、地方公営企業法を適用する意義・目的、今後の課題等を踏まえて、本研究会の目的と「中間まとめ」の主旨・基本的な考え方等について取りまとめる。
第2 移行事務の全体像 公営企業法非適用事業が公営企業法適用事業に移行する手順・スケジュール(検討着手から適用完了まで)の規模を明らかにするとともに、地方公共団体にとって必要となる期間・費用・体制の目安を提示する。	先進団体(安平町(簡易水道)・備前市(下水道))が、財務規定等適用事業に移行する際に必要となった期間・費用・体制・留意点等について取りまとめ、移行に係る全体的な手順等と併せて例示する(固定資産情報整備を除く移行事務に係る「手引き」については、今後検討する予定である。)。
第3 固定資産情報の整備 固定資産情報を整備するために必要な手順・留意点等について、具体的に記載する。特に、地方公共団体が台帳を整備するために必要となる情報(基本的な考え方、台帳の水準(記載項目・精度等)等)について明示する。	以下の各項目について、考え方を示す。 ○固定資産台帳整備に係る基本的な考え方 ○固定資産台帳の記載項目 ○固定資産台帳の登録単位 ○不明資産の取扱い 等
第4 その他	その他、平成26年夏時点において示すべき特記事項について記載する(地方公会計との関係等)。
第5 今後の課題、スケジュール等 夏以降、本研究会で検討を行う内容等を記載。	地方公営企業法適用に係る課題を指摘する(地方公営企業法適用に係る「ロードマップ」(26.7頁)と軌を一にしたものとする。)。

(参考2)「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書(平成26年3月) (抄)

④全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間(実績)

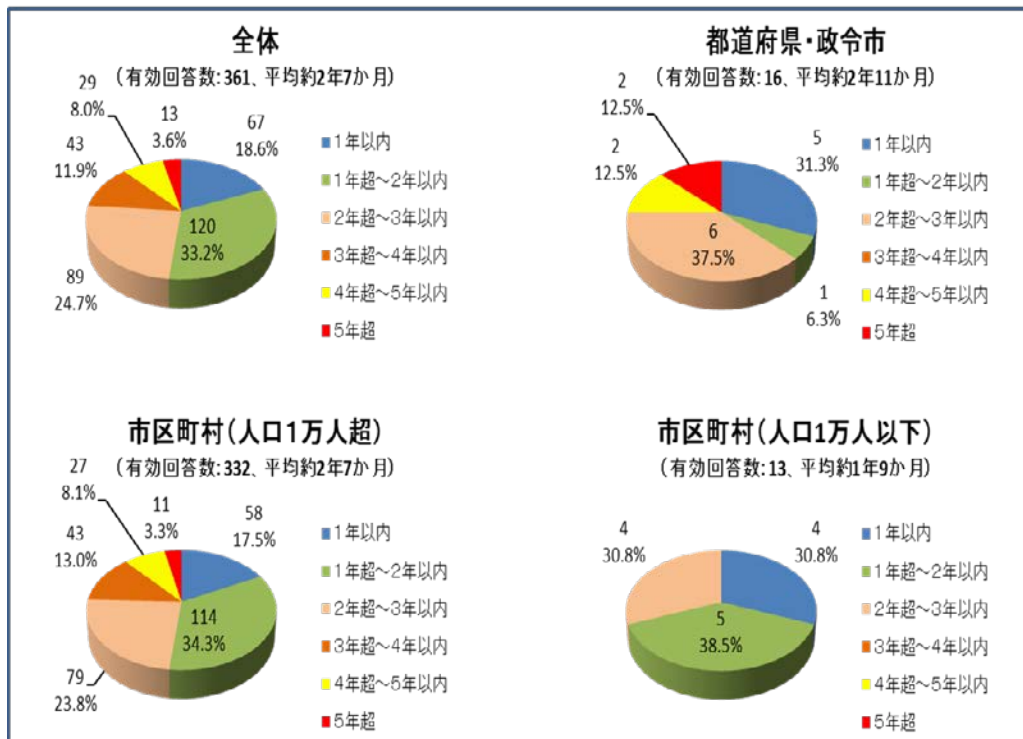
・質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した期間。

・調査結果のポイント

移行作業全体の平均期間は約2年7か月、作業別の平均では、準備体制の検討等の基礎調査に約1年、資産調査に約2年、条例の改正等の移行事務に約1年5か月、システム整備に約1年5か月という結果であった(期間の重複あり)。なお、取りまとめに際しては、直近10年以内の事例を集計した。

図 26



⑤全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数(実績)

・質問内容

任意適用事業について、全部適用又は財務規定等適用への移行に要した職員数。

・調査結果のポイント

移行に要した職員数の全体平均は約3.5人であった。また、団体規模が大きいほど、移行に要した職員数が多い状況であった。なお、人口1万人以下の市区町村であっても、平均約3.1人という結果であった。なお、取りまとめに際しては、直近10年以内の事例を集計した。

図 27

